

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」について（概要）

令和 6 年 1 月
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

1. 改正の趣旨

- 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項において、「劇物」は、法別表第 2 に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいうと定義されている。また、法別表第 2 において、当該表に掲げる物のほか、当該表に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であって政令で定めるものについても「劇物」に含まれると規定している。
- 薬事・食品衛生審議会（令和 5 年 12 月 5 日開催）の答申を踏まえ、新たに 1 物質を「劇物」に指定するとともに、2 物質を「劇物」から除外するため、毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号）について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- （1）次に掲げる物について、新たに「劇物」に指定する。
 - 4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤
- （2）次に掲げる物について、「有機シアン化合物」として指定されている「劇物」から除外する。
 - 1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロピルメチル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤
- （3）次に掲げる物について、「劇物」から除外する。（除外するマイクロカプセル製剤の含有割合を 25%以下から 30%以下に改めるもの）
 - 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を、マイクロカプセル製剤として 30%以下含有する製剤
- （4）その他所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

法別表第 2 第 94 号及び第 23 条の 5

4. 施行期日等

公 布 日：令和 6 年 5 月（予定）
施行期日：令和 6 年 6 月上旬（ただし（2）及び（3）は公布日）